

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【訓 令】

○ 岡山県職員の職務発明等に関する規程の一部改正

財産活用課

【告 示】

○ 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の一部改正

経営支援課

○ 岡山県中小企業者等向け融資制度に基づく融資資金の融資期間の延長に関する要綱の一部改正
（以上県例規集登載）

〃

（以上県例規集登載）

○ 知事指定薬物の指定の失効

医薬安全課

○ 漁船保険付保義務発生のための同意の認定

水産課

【公 告】

○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧

経営支援課

○ 〃

〃

○ 肥料の登録

農産課

○ 肥料の登録の有効期間の更新

〃

○ 肥料の登録の変更

〃

○ 肥料の登録の失効
○ 道路の位置の指定

【議会議務局】

〃
建築指導課

○ 岡山県議会議規則の一部を改正する規則

議会議務局総務課

【教育委員会】

○ 岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

〃
教育委員会

○ 岡山県文化財保護条例に基づく文化財の指定の解除
【人事委員会】

〃

○ 岡山県県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会

○ 寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則
（以上県例規集登載）

〃

【公安委員会】

○ 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

地域課

平成28年3月22日 岡山県公報 第11771号

◎岡山県訓令第2号

序 中 一 般
出 先 機 関

岡山県職員の職務発明等に関する規程（昭和六十一年岡山県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第十五条中「第六条」を「第六条第一項」に改める。

第十六条から第二十条までを次のように改める。

第十六条から第二十条まで 削除

第二十一条中「第十六条」を「第十五条」に改める。

様式第五号を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百六十八号

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱（平成二十一年岡山県告示第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第四条第九号中「(同号の融資の対象者の欄1に該当する者に限る。)」を削る。
別表第五号中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「融資の対象者が1である場合（）」を削り、「ものに限る。」を「場合」に改め、同表第六号及び第七号中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百六十九号

岡山県中小企業者等向け融資制度に基づく融資資金の融資期間の延長に関する要綱
(平成二十五年岡山県告示第十号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第二条中「とする」を「(平成二十八年三月三十一日までに知事が指定する取扱金融機関(以下「金融機関」という。)から融資を受けたものに限る。)とする」に改める。

第三条中「知事が指定する取扱金融機関(以下「金融機関」という。)」を「金融機関」に改める。

第四条ただし書を削る。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第七十号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 二―〔ビス（4―フルオロフェニル）メチル〕スルフィニル―アセトアミド（通称名Bisfluoromodafinil）及びその塩類

2 二―（4―フルオロフェニル）―三―メチルモルフォリン（通称名四―FPM）及びその塩類

3 (E)―メチル―二―〔(二S・三S・十二bS)―三―エチル―八―メトキシ―一・二・三・四・六・七・十二・十二b―オクタヒドロインドロ〔二・三―a〕キノリジン―二―イル〕―三―メトキシアクリラート（通称名Mitragynine）及びその塩類

4 (E)―メチル―二―〔(二S・三S・七aS・十二bS)―三―エチル―七a―ヒドロキシ―八―メトキシ―一・二・三・四・六・七・七a・十二b―オクタヒドロインドロ〔二・三―a〕キノリジン―二―イル〕―三―メトキシアクリラート（通称名七a―Hydroxy―七H―mitragynine）及びその塩類

5 N―（二―フェニルプロパン―二―イル）―一―〔(テトラヒドロ―二H―ピラ―ン―四―イル)メチル〕―一H―インダゾール―三―カルボキサミド（通称名CUMYLTHPIACA）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

平成二十八年三月十九日

◎岡山県告示第七十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原 隆 太

加入区の名称 下津井加入区

〔二〇〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）ドラッグコスモス高梁店
所在地 高梁市落合町阿部字伴城免八〇八番一ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階
代表者の氏名 代表取締役 宇野 正晃
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階
代表者の氏名 代表取締役 宇野 正晃
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十八年十一月十日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千五百四十二平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数 六十一台
(2) 駐輪場の収容台数 二十台
(3) 荷さばき施設の面積 五十平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 十三・五立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前十時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

第一駐車場 午前九時三十分から午後十時三十分まで

第二駐車場 午前九時三十分から午後十時まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 三箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

二 届出年月日

平成二十八年三月九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十八年三月二十二日から同年七月二十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び高梁市産業経済部産業振興課

〔二〇一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）ドラッグコスモス矢掛店
所在地 小田郡矢掛町西川面城之下二七七番ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階
代表者の氏名 代表取締役 宇野 正晃
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階
代表者の氏名 代表取締役 宇野 正晃
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十八年十一月十日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千七百二十九平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数 六十九台
(2) 駐輪場の収容台数 二十台
(3) 荷さばき施設の面積 五十平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 十三・五立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前十時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後十時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 三箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

二 届出年月日

平成二十八年三月九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十八年三月二十二日から同年七月二十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び矢掛町産業観光課

(一〇二) 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。
 平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録年月日
岡山県 第一一三一 号	甲殻類質肥料粉末	純正カニガラペレット	窒素全量 四・〇 りん酸全量 三・〇	該当なし	有限会社錦海化成 鳥取県境港市昭和町七番地三	平成二十七年九月二十八日
岡山県 第一一三二 号	副産植物質肥料	丸西セラム有機乾燥肥料	窒素全量 三・〇 りん酸全量 二・五 加里全量 一〇・五	該当なし	丸西産業株式会社 長野県飯田市松尾明七五八一番地一	平成二十八年一月五日
岡山県 第一一三三 号	配合肥料	有機入り配合1号	窒素全量 四・八 りん酸全量 七・五 内く溶性りん酸 六・五 加里全量 四・〇 内く溶性加里 三・八	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	マルハ製肥株式会社 岡山県岡山市北区延友四三六番地一	平成二十八年一月十九日
岡山県 第一一三四 号	混合有機質肥料	宇部ユーキ100	窒素全量 七・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 一・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	エムシー・フアーツィコム株式会社 東京都千代田区麴町一丁目一〇番地	平成二十八年一月二十九日

平成28年3月22日 岡山県公報 第11771号

岡山県 第一一三七号	岡山県 第一一三六号	岡山県 第一一三五号
炭酸カルシウム肥料	混合有機質肥料	消石灰
15炭酸苦土石灰	アミノ酵肥	70・0消石灰
アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一五・〇	窒素全量 六・〇 りん酸全量 四・〇	アルカリ分 七〇・〇
該当なし	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	該当なし
共栄ジャパン有 限会社 愛知県清須市須ケ口三二四番地一	株式会社ジャ ット 大阪府大阪市中央区瓦町四丁目六番八号	共栄ジャパン有 限会社 愛知県清須市須ケ口三二四番地一
平成二十八年三月八日	平成二十八年二月二十二日	平成二十八年二月十二日

平成28年3月22日 岡山県公報 第11771号

〔一〇三〕肥料取締法（昭和二十五年法律第二百七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。
 平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	岡山県 第一〇九八号	岡山県 第九八九号	岡山県 第七三六号	岡山県 第七六二号
肥料の種類	混合有機質肥料	副産石灰肥料	生石灰	炭酸カルシウム肥料
肥料の名称	米ぬか有機	うらべ粒状石灰肥料	85・0生石灰	炭酸カルシウム肥料
保証成分量(%)	窒素全量 三・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 二・〇	アルカリ分 四一・〇	アルカリ分 八五・〇	アルカリ分 五四・〇
その他の規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	該当なし	その他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の氏名又は名称及び住所	コスモ水産株式会社 鳥取県境港市昭和町三七番地	ト部産業株式会社 広島県福山市新浜町一丁目五番一五号	中山石灰工業株式会社 岡山県真庭市宮地二二五二	中山石灰工業株式会社 岡山県真庭市宮地二二五二
更新年月日	平成二十七年二月六日	平成二十七年三月九日	平成二十七年四月八日	平成二十七年四月八日

平成28年3月22日 岡山県公報 第11771号

岡山県 生石灰	岡山県 第八八三号 消石灰	岡山県 第一〇三一 号 消石灰	岡山県 第九二八号 副産石灰肥料	岡山県 第九一〇号 副産石灰肥料	岡山県 第九七七号 とうもろこし浸漬 液肥料
80・0生石灰	65・0消石灰	70・0消石灰	うらべ粒状副産石灰肥料	粒状副産石灰肥料	日食CSLM
アルカリ分 八〇・〇	アルカリ分 六五・〇	アルカリ分 七〇・〇	アルカリ分 四七・〇	アルカリ分 四七・〇	窒素全量 三・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 二・〇 内水溶性加里 二・〇
該当なし	該当なし	該当なし	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり
鈴木工業株式会社	鈴木工業株式会社 岡山県新見市井倉一二五一一	鈴木工業株式会社 岡山県新見市井倉一二五一一	ト部産業株式会社 広島県福山市新浜町一丁目五番一五号	かきから工業協同組合 広島県呉市倉橋町七〇七一番地の三	日本食品化工株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号
平成二十七年七月一日	平成二十七年七月一日	平成二十七年六月二十六 日	平成二十七年六月十一日	平成二十七年四月二十七 日	平成二十七年四月二十日

平成28年3月22日 岡山県公報 第11771号

岡山県	岡山県 第一〇一 号	岡山県 第一〇三三 号	岡山県 第八二三号	岡山県 第六九〇号	岡山県 第一〇三二 号	第六八四号
消石灰	副産植物質肥料	混合有機質肥料	消石灰	生石灰	混合有機質肥料	
65・0消石灰	卜部発酵副産肥料	土根生	65・0消石灰	80・0生石灰	土壌つこ	
アルカリ分 六五・〇	窒素全量 二・〇 加里全量 一〇・〇	窒素全量 二・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 一・〇	アルカリ分 六五・〇	アルカリ分 八〇・〇	窒素全量 二・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 一・〇	
該当なし	該当なし	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	該当なし	該当なし	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	
足立石灰工業株式会社	卜部産業株式会社 広島県福山市新浜町一丁目五番一五号	日本有機株式会社 岡山県岡山市北区青江一丁目四番一六号	新中石灰工業株式会社 岡山県新見市草間八九三五	新中石灰工業株式会社 岡山県新見市草間八九三五	日本有機株式会社 岡山県岡山市北区青江一丁目四番一六号	岡山県新見市井倉一二五一一
平成二十七年九月十八日	平成二十七年九月二日	平成二十七年八月三十一日	平成二十七年八月二十八日	平成二十七年八月二十八日	平成二十七年七月二十八日	

平成28年3月22日 岡山県公報 第11771号

岡山県	岡山県 第一〇三三 号	岡山県 第一〇三四 号	岡山県 第八八二号	岡山県 第一一〇三 号	第五六四号
混合有機質肥料	副産動物質肥料	混合有機質肥料	なたね油かす及び その粉末	混合有機質肥料	
肥沃炭	フィッシュソリユール	ニュー勇氣満点3号	なたね油粕粉末	CCFユーキ2号	
窒素全量 二・五	窒素全量 十二・〇 りん酸全量 二・五	窒素全量 五・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 一・〇	窒素全量 五・三 りん酸全量 二・三 加里全量 一・〇	窒素全量 五・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 一・〇	
含有を許される	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	該当なし	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	
株式会社ジャット	アスカバイオ株式会社 東京都中央区日本橋二丁目一六番七号	日本有機株式会社 岡山県岡山市北区青江一丁目四番一六号	加藤製油株式会社 大阪府大阪市此花区梅町二丁目一番一六号	シーシーエフジャパン有限公司 愛知県岡崎市市場町字東町一三番地	岡山県新見市足立三八九三
平成二十八年一月二十九	平成二十七年十二月十七日	平成二十七年十二月一日	平成二十七年十一月二日	平成二十七年九月二十九日	

岡山県 第一〇四〇 号	第一〇七五 号
混合有機質肥料	
土壌つこ2号	
窒素全量 三・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 一・〇	りん酸全量 三・〇 加里全量 一・二
含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり
日本有機株式会社 岡山県岡山市北区青江一丁目四番一六号	大阪府大阪市中央区瓦町四丁目六番八号
平成二十八年二月二十五 日	日

(一〇四) 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十三条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録の変更の届出があった。
 平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更事項	変更前	変更後
岡山県 第八八九号	副産石灰肥料	卵殻粉	生産業者の名称及び住所	有限会社アグミック初岡 岡山県真庭市富尾七五五番地	有限会社アグミック 岡山県真庭市草加部一四六三番地
岡山県 第一〇二二号	なたね油かす及びその粉末	発酵なたね粕	生産業者の名称及び住所	有限会社アグミック初岡 岡山県真庭市富尾七五五番地	有限会社アグミック 岡山県真庭市草加部一四六三番地
岡山県 第一〇六一号	加工家きんふん肥料	発酵鶏糞	生産業者の名称及び住所	有限会社アグミック初岡 岡山県真庭市富尾七五五番地	有限会社アグミック 岡山県真庭市草加部一四六三番地
岡山県 第一一一〇号	なたね油かす及びその粉末	粒状なたね油かす	生産業者の名称及び住所	有限会社アグミック初岡 岡山県真庭市富尾七五五番地	有限会社アグミック 岡山県真庭市草加部一四六三番地

(二〇五) 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条の規定により、次の肥料の登録は失効した。
 平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県 第八四六号	なたね油かす及び その粉末	5・5菜種油粕粉末	窒素全量 五・五 りん酸全量 二・三 加里全量 一・〇	該当なし	日清オイログループ株式会社 東京都中央区新川一丁目二三番一号	平成二十七年七月一日
岡山県 第八四五号	なたね油かす及び その粉末	5・3菜種油粕粉末	窒素全量 五・三 りん酸全量 二・三 加里全量 一・〇	該当なし	日清オイログループ株式会社 東京都中央区新川一丁目二三番一号	平成二十七年七月一日
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効年月日

平成28年3月22日 岡山県公報 第11771号

〔一〇六〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇二四号 平成二十八年三月 九日	都窪郡早島町早島字長津前一九三五 番四	五・〇三	三四・九五

◎岡山県議会規則第一号

岡山県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

岡山県議会議長 小野 泰 弘

岡山県議会会議規則の一部を改正する規則

岡山県議会会議規則（昭和五十一年岡山県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた請求に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

本科				
総合デザイン科	理容科	被服科	産業工芸科	普通科
一六	一	一	一	九
一	一〇	二〇	一〇	一
一	一〇	二〇	一〇	一
一六	二〇	四〇	二〇	九

に改め、同表岡山県立倉敷まきび支援学校の項中「三二」を「四八」に、「二二八」を「二四四」に

別表第四岡山県立岡山聾学校の項中

本科		
理容科	被服科	産業工芸科
一〇	二〇	一〇
一〇	二〇	一〇
一〇	二〇	一〇
三〇	六〇	三〇

を

一三〇	三五	三五
	三五	三五
	三五	三五
	一	一
四七五		

に改める。

改める。

別表第五校長の項第五号中「営利企業等の従事の」を「営利企業への従事等の」に改め、同項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 学校評議員の委嘱に関する事務

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会告示第二号

岡山県文化財保護条例（昭和五十年岡山県条例第六十四号）第二十五条第四項の規定により、岡山県指定重要無形民俗文化財の指定を次のとおり解除した。

平成二十八年三月二十二日

岡山県教育委員会

- 一 指定番号 民第六号
- 二 指定年月日 昭和三十四年三月二十七日
- 三 種別 重要無形民俗文化財
- 四 名称 西大寺の会陽
- 五 解除年月日及び理由

平成二十八年三月二日 国の重要無形民俗文化財に指定

平成28年3月22日 岡山県公報 第11771号

◎岡山県人事委員会規則第六号

岡山県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

岡山県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

岡山県費負担教職員の給与に関する規則（昭和三十一年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

へき地学校等

区分	学校等名	所在地
三級地	笠岡市立六島小学校	笠岡市六島
二級地	笠岡市立白石小学校 白石中学校 北木小学校 北木中学校 真鍋小学校 真鍋中学校 新見市立千屋小学校 備前市立三国小学校 真庭市立二川小学校 中和小学校 苫田郡鏡野町立上齋原小学校	笠岡市白石島 北木島町 真鍋島 新見市千屋花見 備前市吉永町加賀美 真庭市種 蒜山下和 苫田郡鏡野町上齋原
一級地	高梁市立宇治小学校 備中学校	高梁市宇治町宇治 成羽町布寄

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則

真庭市立中津井小学校	井原市学校給食美星調理場	美星中学校
真庭市下中津井	西水砂	星田

◎岡山県人事委員会規則第七号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（昭和五十五年岡山県人事委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

高梁市備中町西山	高梁市立西山小学校	を
新見市千屋花見	新見市立千屋小学校	を
新見市千屋花見	新見市立千屋小学校	を
井坂	奥津中学校	に、
富西谷	富中学校	に、
上齋原	上齋原中学校	を
真庭市阿口	真庭市立阿口小学校	を
久見	湯原小学校	を
真庭市久見	真庭市立湯原小学校	に、
美甘	美甘中学校	を
久見	湯原中学校	を

める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

—
”

久見

—
”

湯原中学校

—
に
改

◎岡山県公安委員会規則第四号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

岡山県公安委員会

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成六年岡山県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五号の表湯山駐在所の項中「湯山八九七の二」を「湯山八六九の四」に改める。

第八号の表署所在地の項の次に次のように加える。

<p>邑久交番</p>	<p>瀬戸内市邑久町尾張三〇〇の八</p>	<p>瀬戸内市のうち邑久町尾張、邑久町山田庄、邑久町山手、邑久町豊安、邑久町豊原、邑久町大富、邑久町福山、邑久町向山、邑久町北島、邑久町東谷、邑久町大窪、邑久町本庄、邑久町上山田、邑久町下山田</p>
-------------	-----------------------	--

第八号の表尾張駐在所の項、大富駐在所の項及び本庄駐在所の項を削る。

第九号の表玉交番の項を削り、同表和田交番の項を次のように改める。

<p>玉野マリン交番</p>	<p>玉野市和田五丁目三番一七号</p>	<p>玉野市のうち玉一丁目、玉二丁目、玉三丁目、玉四丁目、玉五丁目、玉六丁目、奥玉一丁目、奥玉二丁目、奥玉三丁目、和田一丁目、和田二丁目、和田三丁目、和田四丁目、和田五丁目、和田六丁目、和田七丁目、日比一丁目、日比二丁目、日比三丁目、日比四丁目、日比五丁目、日比六丁目、日比七丁目、御崎一丁目、御崎二丁目、羽根崎町、明神町、深井町、向日比一丁目、向日比二丁目、渋川一丁目、渋川二丁目、渋川三丁目、渋川四丁目</p>
----------------	----------------------	---

第九号の表日比交番の項を削る。

第十三号の表寄島交番の項を削り、同表小坂駐在所の項の次に次のように加える。

<p>寄島駐在所</p>	<p>浅口市寄島町七五四〇の二〇</p>	<p>浅口市のうち寄島町</p>
--------------	----------------------	------------------

第二十号の表津山駅前交番の項中「横山一四の三一」を「大谷一七三の一〇」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八号の表の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。